

## 林野火災に対する対策について

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、総務省消防庁における検討会の結果、「林野火災警報」や「林野火災注意報」を発令することにより林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことに伴い、国が示す「火災予防条例(例)」の一部が改正されました。

これに伴い、当市においても令和8年1月1日より林野火災の予防を目的とした火災警報（以下「林野火災警報」という。）を発令し、対象区域内の火気の使用を制限できることとしております。

また、新たに規定される「林野火災注意報」につきましては、火災予防条例の改正案（条文を新設）を市議会第一回定例会に上程し、4月から運用開始を予定しています。

## 1 林野火災警報

発令期間	林野火災多発期（1月1日から5月31日まで）
発令指標	以下のいずれかの条件をみたし、強風注意報が発表されている場合 ◆ 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ◆ 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表 ※ 当日の降水状況等を考慮し、発令の判断を行う。
発令対象	東京都地域森林計画で指定されている森林に対して発令
罰 則	30万円以下の罰金又は拘留 ※ 消防法第44条第18号に基づく罰則を適用

## 2 消防活動対策

林野火災多発期（1月～5月）	林野火災警報発令基準該当時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水量、乾燥注意報の発表状況等の確認</li> <li>・ 林野火災対策資器材の点検整備</li> <li>・ 使用可能水利の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強風注意報の発表状況等の確認</li> <li>・ 林野火災対策資器材の確認</li> <li>・ 市部局との連携</li> <li>・ 巡行警戒の実施</li> </ul>

### 3 林野火災警報発令時に制限される行為

- (1) どんど焼き
- (2) 炎を使った土壌消毒や殺虫
- (3) 花火や火遊び
- (4) たき火
- (5) キャンプファイヤー
- (6) 落ち葉を燃やす
- (7) 可燃物の近くでの喫煙
- (8) 屋外のかまど（薪）

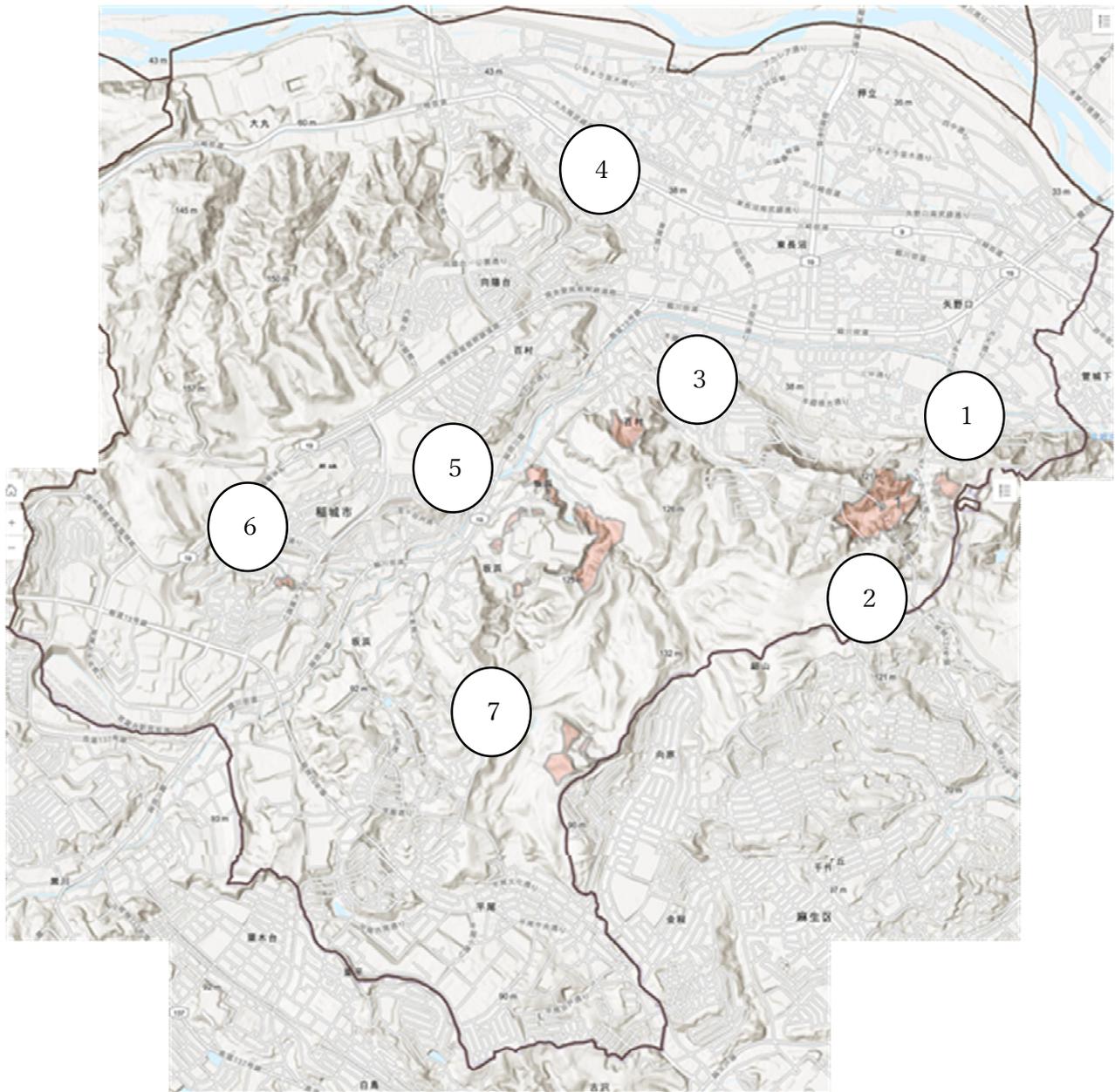
※ 裸火の使用、かつ、火の粉が飛散する行為が該当し、七輪やバーベキューは規制の対象外です。

### 4 発令、解除時の周知方法

- (1) 市公式ウェブサイト、SNS（稲城市（公式）X、稲城市 LINE）及び稲城市メール配信サービスによる周知
- (2) 消防車両の巡回による広報

### 5 対象区域（東京都地域森林計画による）※別図参照

- (1) 威光寺東側
- (2) ジャイアンツスタジアム周辺
- (3) 妙見寺南側
- (4) 円照寺南側
- (5) 駒澤学園周辺
- (6) アベサプライ北側
- (7) 新ゆり天望の丘墓苑南側



林野火災警戒発令区域となる東京都地域森林計画対象森林(森林法第5条対象森林)

- ① 威光寺東側
- ② ジャイアンツタウンスタジアム周辺
- ③ 妙見寺南側
- ④ 円照寺南側
- ⑤ 駒澤学園周辺
- ⑥ アベサプライ北側
- ⑦ 新ゆり天望の丘墓苑南側